

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度第8回安塚区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### 1 協 議（公開）

#### (1) 諮問事項に関する審議について

① 諮問第97号 上越市安塚B&G海洋センターの使用料の変更について

② 諮問第98号 上越市安塚和田スポーツ公園の使用料の変更について

#### (2) 安塚区地域協議会としての審議内容について

### 2 報 告（公開）

#### (1) 諮問事項に係る通知について

① 諮問第95号 上越市営賃貸住宅五番田住宅の廃止について

② 諮問第96号 上越市営賃貸住宅雪国ハイツの廃止について

### 3 その他（公開）

#### (1) 地域の団体等との意見交換について

#### (2) 介護保険制度改正に伴う新総合事業について

## 3 開催日時

平成27年1月28日（水）午後4時00分から午後5時00分まで

## 4 開催場所

安塚区総合事務所3階301会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・ 委 員：外立軍一郎、數井憲一、池田三、小松光代、長谷川直樹、丸山辰五郎、  
山岸重正、和栗喜栄、和栗昌夫

・ 体育課：星野副課長

・ 浦川原区総合事務所：春日産業グループ長、竹内建設グループ長

・ 事務局：蓑輪所長、小林次長、西山市民生活・福祉グループ長、武江班長、

高橋主任（以下グループ長はG長と表記）

## 8 発言の内容

### 【小林次長】

本日の出席人員は8人です。岡委員、中島委員が欠席、小松委員が少し遅れるとのことです。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。

ただ今より平成26年度第8回安塚区地域協議会を開催いたします。

はじめに、外立会長がご挨拶を申し上げます。

### 【外立会長】

明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

欠席者が数名いらっしゃいますが、言いたいことはどんどんご発言ただいて、スムーズに進行できますようお願い申し上げます。大変お忙しいところご苦労様です。よろしくお願ひいたします。

### 【小林次長】

ありがとうございました。

本日の会議録の確認については、内規により会長にお願いいたします。

それでは、条例第8条第1項の規定により外立会長から議長を務めていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

### 【外立会長】

それではただ今から協議に入らせていただきます。

(1) 諮問事項に関する審議について、諮問第97号 上越市安塚B&G海洋センターの使用料の変更について、諮問第98号 上越市安塚和田スポーツ公園の使用料の変更について一括して、体育課より説明をお願いします。

### 【小林次長】

諮問に先立ちまして、私のほうから今回の公の施設の見直しについてご説明を申し上げます。

本日は、これまで検討を進めてまいりました「公の施設使用料の見直し」に関し、安塚区にある施設の使用料を改定することから、安塚区の皆様に及ぼす影響等について、諮問いたします。

この度の施設使用料の見直しの考え方については、昨年8月26日第4回安塚区地

地域協議会において第5次行政改革大綱等について、また11月26日第6回安塚区地域協議会において公の施設使用料の見直しについて、行政改革推進課が説明しておりますが、個々の施設使用料の改定案の説明に入る前に、改めて見直しの概要を説明させていただきます。

当市では、集会施設や体育施設など多くの施設において、使用料の水準が近隣の市などと比較して低い水準にあります。また、施設にかかる維持管理経費に対する使用料の収入は1から2割程度に留まっていることから、維持管理経費の多くは、施設を利用しない人を含む市民の税金によって賄っている現状にあります。

こうした状況を踏まえ、今年度4月1日時点で939ある公の施設のうち、法令等の規制により市独自の料金設定、あるいは料金設定そのものが困難な施設などを除く、集会施設や体育施設などの約220施設を見直しの対象とし、施設の利用者から応分の負担をいただく「受益者負担」の観点から、施設使用料の見直しを検討してまいりました。

今回の見直しの結果、全体で74の施設について、使用料の増額改定をさせていただきたいと考えております。安塚区においては、安塚B&G海洋センター及び安塚和田スポーツ公園の料金を改定させていただきたいと考えております。

施設使用料の算定方法につきましては、それぞれの施設にかかっている維持管理経費を基に原価を算定し、各貸出スペースにかかっている1時間当たりのコストを料金の基本としております。また、昨年4月に消費税率が8%に引き上げられましたが、平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引上げが平成29年4月に延びたこと等を踏まえ、今回は消費税率引上げ分の転嫁を実施せず、3年後の使用料の見直しの際に、あわせて対応を検討してまいりたいと考えております。

施設使用料の見直しの考え方については以上となりますが、本日、諮問させていただき施設使用料の改定につきましては、地域協議会から答申をいただいた後、平成27年3月の市議会定例会に使用料改定の条例改正を提案し、同年10月からの施行を目指してまいりたいと考えております。

なお、現在、施設使用料の見直しとあわせまして、使用料の減免基準の見直しも行っております。公の施設の使用料については、現在、条例及び減免基準に基づき、地縁団体や少年スポーツ団体などを対象に50%又は100%の減免措置を行っていません。使用料の減免基準につきましては、あくまで全市的な運用指針であるため、見直しに当たり、地域協議会への諮問という形をとることは考えておりませんが、見直し

の基本方針がまとめ次第、地域協議会の皆さまにご説明させていただきたいと考えております。

なお、見直しの検討の結果、現行の内容を変更することとなった場合、使用料の改定時期とあわせ、本年10月から新たな減免基準を適用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

施設使用料及び減免基準の見直しについての説明は以上でございますが、引き続き、各施設の使用料の改定について、施設所管課からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**【星野副課長】**

- 諮問第97号 上越市安塚B&G海洋センターの使用料の変更について、諮問第98号 上越市安塚和田スポーツ公園の使用料の変更について資料により説明 —

**【外立会長】**

ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問等ありませんか。

**【山岸委員】**

安塚区では、共用として個人的に何人くらい使用していますか。大雑把で分かったら教えてください。

**【西山市民生活・福祉G長】**

専用については事前申し込みをしておりますので、毎回把握しておりますが、共用については現在手元にデータがないので、申し訳ありません。

**【山岸委員】**

誰も使用しないのであれば、あまり意味がないような気がします。

**【蓑輪所長】**

利用状況の申請書を確認しておりますが、やはり土日を中心にサークルと言いますか、お仲間や家族で使用しております。使用しているのはB&Gの体育館ですが、スポレックだとか、バスケットボールとか、そういう形でご利用いただいております。

**【外立会長】**

ほかにありませんか。

**【委員】**

(「ありません」の声)

**【外立会長】**

それでは、意見や質問が無いようですので、諮問第97号 上越市安塚B&G海洋

センターの使用料の変更について、本日答申することとしてよろしいですか。

【委員】

（「はい」の声）

【外立会長】

それでは、本日答申するということでもよろしくお願いいたします。

諮問第97号 上越市安塚B&G海洋センターの使用料の変更について、当協議会として適当と認めることとして、市長に答申することとしてよろしいですか。

【委員】

（「はい」の声）

【外立会長】

それでは、諮問第97号 上越市安塚B&G海洋センターの使用料の変更については、当協議会において適当と認め、市長に答申することとします。

付帯意見は付けないでよろしいですか。

【委員】

（「はい」の声）

【外立会長】

それでは、付帯意見は付けないこととします。ありがとうございました。

続きまして、諮問第98号 上越市安塚和田スポーツ公園の使用料の変更について、本日答申することとしてよろしいですか。

【委員】

（「はい」の声）

【外立会長】

それでは、本日答申いたします。

諮問第98号 上越市安塚和田スポーツ公園の使用料の変更について、当協議会として適当と認めることとして、市長に答申することとしてよろしいですか。

【委員】

（「はい」の声）

【外立会長】

それでは、諮問第98号 上越市安塚和田スポーツ公園の使用料の変更については、当協議会において適当と認め、市長に答申することとします。

付帯意見は付けないでよろしいですか。

【委員】

（「はい」の声）

【外立会長】

それでは、付帯意見は付けないこととします。ありがとうございました。

【外立会長】

それでは、（２）安塚区地域協議会としての審議内容についてであります。事務局へ事前に提出されていますか。

【小林次長】

事務局のほうには、事前の提出議案はありませんでした。

【外立会長】

この場でもよろしいですが、皆さんのほうから、何かありませんか。  
よろしいですか。

【委員】

（「はい」の声）

【外立会長】

それでは、続きまして報告に入ります。（１）諮問事項に係る通知について、諮問第 9 5 号 上越市営賃貸住宅五番田住宅の廃止について、諮問第 9 6 号 上越市営賃貸住宅雪国ハイツの廃止について事務局でご説明をお願いします。

【竹内建設G長】

— 諮問第 9 5 号 上越市営賃貸住宅五番田住宅の廃止について、諮問第 9 6 号 上越市営賃貸住宅雪国ハイツの廃止について資料により説明 —

【外立会長】

説明が終わりました。ご質問等は、ありませんか。

【委員】

（「ありません」の声）

【外立会長】

それでは続きまして、その他（１）地域の団体等との意見交換についてですが、この前の会議で、皆さんからそれぞれの地域に帰られて、いろいろと考え方をまとめて、次回にご提案いただきたいとお願いしてありますが、何かいい方法がありましたら提案をお願いします。

他の区の地域協議会の様子もお聞きしながら、安塚のスタンスを考えなければいけ

ないと思いますが、とりあえず皆さんのご意見を尊重して進めたいと思います。

地域活動支援事業の実施団体からお話しいただくとか、町内会長連絡協議会あるいは自治会長さんとお話しいただくとか、そういうことも一つの方法だと思いますが、皆さんのほうで、これはやってみようというものがあれば、ご協議をいただきたいと思っています。

この間の会議の意見をお聞きになって、事務局で気が付かれたことがありましたら、お話いただけるのであればお願いします。

**【武江班長】**

今、お手元のほうに配布させていただきました事務局案について説明いたします。

－ 安塚区地域協議会と地域の団体等との意見交換会（仮称）実施計画（案）について説明 －

**【外立会長】**

ただ今事務局から前回会議をとおして気づかれたことをまとめていただきました。

皆様のほうで、このほかにも提案があればご発言をお願いしたいと思います。

**【山岸委員】**

事務局案でやってみたらいかがでしょうか。

**【外立会長】**

3月中旬ですと町内会長等交代の時期なので、4月のほうがいいのかと思いますが、いかがでしょうか。4月は何かと忙しい時期ですが、交代されてからのほうがいいのかと思います。

**【山岸委員】**

4月になると町内会長、自治会長の会議がありましたよね。

**【小林次長】**

はい。総合事務所主催で、NPOも含めた中での会議が行われています。今回の案ですが、地域協議会の主催で3月中に行えればという趣旨もありました。

実際4月になりますと新たな方々にお集まりいただいて、行政サイドからの連絡とか、あるいは皆様方ご存じのとおり4月12日に選挙がありますので、第1週、第2週については、いろいろと多忙かなということもあります。

このようなこともありまして、日程的な部分でご提案あるいは修正をいただければと思います。

**【外立会長】**

地域協議会の検証結果の報告もありました。今日タイムスに掲載されていました。あの辺も報告しなければいけないと思います。

**【長谷川委員】**

会長もお忙しいと思いますが、事務局の提案どおり3月頃がいいかと思います。町内会長、自治会長から申し送りをしっかりやっていただければ。

**【和栗（昌）委員】**

4月になってやると町内会長、自治会長の合同会議が4月早々にありますので、4月に同じような会議することになるので、できれば3月がいいと思います。

**【外立会長】**

皆さんがそれで良ければ、それで良いと思います。ただ交代するのが分かっているながら、開催するのもいかがなものかと思いましたが。

分かりました。3月中旬でよろしいですか。

**【小林次長】**

また日程のほうにつきましては、会長、副会長と調整させていただいてよろしいでしょうか。

**【委員】**

（「はい」の声）

**【外立会長】**

ありがとうございました。ほかにご意見等ありませんか。

この件に関しましては、よろしいでしょうか。

**【委員】**

（「はい」の声）

**【外立会長】**

それでは、地域の団体等との意見交換については以上とします。

続きまして、（2）介護保険制度改正に伴う新総合事業について、説明をお願いします。

**【西山市民生活・福祉G長】**

－ 介護保険制度改正に伴う新総合事業について説明 －

**【外立会長】**

いろいろと詳しくご説明いただきました。ご自宅に戻ってから、よくご覧になってください。ご質問等ありませんか。

**【數井副会長】**

今まで要支援1、2の方がデイサービスやグループホームを利用している場合、今度は継続の場合は、チェックリストだけでいいという話でしたが、新規の方はチェックリストではなく、審査が必要ですよね。

**【西山市民生活・福祉G長】**

新規の方もホームヘルプサービス、いわゆる在宅と通所関連のサービスだけであれば、チェックリストで進めさせていただくことになります。

ご本人の意向もあったりして、どうしても介護認定していただきたいというご希望がある場合は、正規の介護認定の手続きで介護認定調査員が伺って正式な介護認定調査をします。

**【外立会長】**

聞いているところだと、要介護3以上でないと施設の入居ができないとのことですが、今までそのようなことはなかったかと思いますが。今まで関係あったのでしょうか。要介護1でも2でも入居している方はいますよね。

**【西山市民生活・福祉G長】**

原則から言いますと、要介護3以上というのがあります。例外もあります。現在入居されている方は、それなりの理由や条件があって、家庭の事情だったり、ご本人の個々の状況等を勘案して、入居を決定した経過もあります。今入居されている方は、施設の関係者のほうで入居を決定されて、入った経過もあります。今後についても継続できるかについても、施設管理者のほうで行政の意見を聞きながら、継続して入っただけかどうかを判断いただくということになります。

**【外立会長】**

はい。分かりました。

**【和栗（昌）委員】**

住民への周知はどのように行うのですか。

今日午前中の説明会に行った人以外は分かりませんよね

**【西山市民生活・福祉G長】**

住民周知については、担当課と協議し何らかの方法で行いたいと思います。

**【和栗（昌）委員】**

今の要介護3以上でないと入居できないとか、思い込んでしまう人もいますので、その辺どうなるかというのを周知しないといけないと思います。

**【西山市民生活・福祉G長】**

要介護3以下であっても、例えば言い方が良くないのですが家族の虐待やいろんな条件を加味しながらの判断になっていきます。

**【和栗（昌）委員】**

そういったことは、説明を受けた人しか分かりません。

**【外立会長】**

新たな制度を周知いただいて、判断はケアマネージャーが中心となって行っていると思います。要介護1や2は、入居は原則無理です。要介護3以上になると入居することはできます。ということを知ってもらえばいいと思います。

この件については、これでいいですか。

**【長谷川委員】**

ちょっとすみません。確認ですが、今まで通りデイサービスとかショートステイとか受ける場合には、介護認定を受けなければいけないのですよね。市が目指す新総合事業については、チェックシートでよいということですか。

**【西山市民生活・福祉G長】**

簡単に言うとそういうことになりますが、先ほど説明させていただいた中にホームヘルプサービスとデイサービスの話をさせていただきましたが、ショートステイについては預かるようになりますので、考え方が違ってきます。介護認定がらみになるとご理解いただいたほうがいいのかと思います。

**【長谷川委員】**

デイサービスはチェックでいいのですか。

**【西山市民生活・福祉G長】**

はい。デイサービスとホームヘルプサービスです。

周知の方法につきましては、市のホームページとか広報とか考えられますが、そちらのほうで対応させていただくと思っておりますし、今日の説明会については、説明もしたかったし皆さんからご意見も伺いたかったという趣旨がありましたので、それでいくつかの会場に分けて日も変えて説明会を開催させていただいているという状況です。

**【小林次長】**

今現在、グループ長からの説明のとおり、本日安塚区が第2回目という形で説明会を開催させていただいております。今後につきましても、グループ長の話のとおり、

他の区においても同様の説明会を開催するとともに今回の説明会の時もチラシ等配布させていただきましたが、2月11日については、住民参加型の介護保険法の改正に伴うフォーラム、それから基調講演等も計画しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**【外立会長】**

ありがとうございました。

ほかに事務局から連絡等ありませんか。

**【小林次長】**

皆様のお手元に1月28日現在の上越市内の積雪量の報告等を配布させていただきました。安塚区和田地内が200cm、上越東維持管理事務所が150cm、安塚区須川地内が280cmで、3箇所の平均が210cmの積雪深となっております。

それから、もう1枚ですが安塚区内の要援護者除雪費助成事業の状況でございます。こちらも1月28日現在の対象世帯、申請状況等を掲載させていただいております。なお、当安塚区におきましては一番下段にありますが、限度額が2つに分かれておりまして、多雪地域とその他の地域という形で分かれております。今現在、対象世帯数は、それぞれ98世帯、46世帯合計で144世帯ですが、実績報告があったものは68世帯、費用は2,522,013円です。今後も雪の量に応じまして、これらの申請等については増えてくると思いますし、今現在の安塚区内における積雪状況はこのようなとなっておりますので、皆様方にお知らせいたします。

それから、私のほうから2点ほど報告させていただきます。

1点につきましては、先ほど会長から触れられましたが、本日一部の新聞等に掲載されております、上越市が設置しました地域協議会検証会議の検証結果報告書がまとめられまして、市のほうに報告されました。結果等につきましては、協議会への報告、ホームページの掲載等で内容が公表されると思いますので、その点も含めまして報告させていただきます。

もう1点ですが、公の施設の使用料の見直しにつきまして、諮問をさせていただきました。昨年8月26日第4回地域協議会におきまして、上越市行政改革の大綱につきまして、ご説明させていただいておりますが、その中で公の施設の見直しにつきまして、今現在検討している状況です。結果等につきましては2月中旬をめどに公表、あるいは皆様方にお知らせできるかと思っておりますので、その時に来年度の予算等も含めまして、皆様方に報告等をさせていただきたいと思っております。確定されておしま

せんが、今このような段取りで進んでいるとご理解いただきたいと思います。

公の施設につきましては、27年から30年の間におきまして、公の施設の在り方、維持費の削減と平準化、施設の有効利用の観点から、公の施設の適正配置について取組、検討を進めておりますので、その時点で報告、公表になりますのでお願いいたします。

以上、2点について報告させていただきました。

**【外立会長】**

ありがとうございました。お話のとおりでございます。

**【山岸委員】**

ちょっとお聞きしたいのですが、要援護者の基準は分かりますが、こういう事例があります。昨年は1人で暮らしていて対象になりましたが、50歳過ぎの子供さんが病気で帰ってこられましたが、非常に重症で心の病等もあるみたいですが、そういう人が入ったことによって、要援護者の対象から外れてしまいました。結局、昨年は1人暮らしでしたが、今年は50歳過ぎの子供さんと住んでいるから対象外となりました。逆に言ったら、もっとお金はかかりますよね。その辺をどのように考えているのか。今すぐ回答がほしいというわけではありませんが。そのような家庭はうちの町内会だけではないと思います。

**【西山市民生活・福祉G長】**

すみません。ご家庭の状況とかもあると思いますので、後ほど、個別に教えていただきたいと思います。

**【外立会長】**

次回の開催日程ですが、いかがいたしましょうか。

— 日程について協議 —

**【外立会長】**

それでは、次回は2月23日午後1時半から開催いたします。

ほかになければ閉会といたしますが、よろしいでしょうか。

**【委員】**

(「はい」の声多数)

**【外立会長】**

これで閉会といたします。

どうもありがとうございました。

9 問合せ先

安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-592-2003

E-mail : yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。